

§2 事実と価値の二分法の検討

(4) 事実と価値の二分法への批判4：サールの論証

サール『言語行為』第八章 「事実」から「当為」を導く議論について

<論証>

サールは、ある人が約束する、という事実を記述した文(次の1)から、その人にある義務が生じることを述べる価値言明(次の5)が成立することを次のように論証する。

1 「スミスさんあなたに5ドル払うことを私はこの言葉において約束します」 ”I hereby promise to pay you, Smith, five dollars” という言葉をジョーンズが発した。

1 a ある一定の条件Cの下で、「スミスさんあなたに5ドル払うことを私はこの言葉において約束します」という言葉(文)を口にするものは誰でも、スミスに5ドル払うことを約束する。

1 b 条件Cが成立している。

2 ジョーンズは、スミスに対して5ドル払うことを約束した。

2 a すべての約束は、約束された内容のことを行う義務を自分に課す(引き受ける)ものである。

3 ジョーンズは、スミスに5ドル払う義務を自分に課した(引き受けた)。

3 a 自分に対して義務を課す者は、すべて、(そのようにして義務を課するその時点においては)義務が課される。

4 ジョーンズには、スミスに5ドル払う義務がある。

4 a なにごとかを行う義務を負っているならば、その義務に限っては、おこなう義務を負っていることを行うべきである。

5 ジョーンズは、スミスに5ドル払うべきである。

<典型的な反論>

「一つないし複数の評価的陳述から評価的陳述に至る推論は、それが妥当である場合にはつねに付加的な評価的陳述によって媒介されなければならないということになっている。

(評価的) 大前提	(例)人は自分の約束を守るべきである。
(記述的) 小前提	(例)ジョーンズはXすることを約束した。
故に(評価的) 結論	(例)したがってジョーンズはXをすべきである。」

サールは、上記が典型的な反論であるという。このように反論する者ならば、<上記の論証では、大前提が省略されている。あるいは、1 a、2 a、2 b、3 a、4 aが大前提にあたるものであり、1が小前提であり、5が結論にあると考えることができる>と主張するだろう。したがって、記述的命題だけから、評価的命題が導出されているのではない、と反論するだろう。

<サールの応答>

「[反論者が]「君の主張は、これらの記述的陳述がこれらの評価的陳述を帰結するということがある。しかし、それによって明らかになることは、一見記述的に思える陳述が実は記述的であり得ず、一見評価的な陳述が実は評価的でありえないということのみにとどまる」と述べたならば、そのとき彼はすでに敗北を認めたのと同じなのである。」

<入江の見解>

「約束」が社会的な制度として成立している社会では、ある適切な条件において「私は・・・と約束します」といえば、一定の義務を引き受けることになる。この大前提が単なる評価的言明ではなくて、同時に記述的でもある。ゆえに、いわば「濃い言明」である。したがって、この三段論法ですべての評価的言明を説明できるとしても、事実と価値を分けられることの証明にならない。むしろ二分法の崩壊の証明になる。しかしこれ正しければ、他方で、サールの上記の論証への批判にもなる。上記は、濃い言明から価値命題を引き出しているのであって、事実命題から価値命題を引き出しているのではない。

(5) 事実と価値の二分法への批判5：事実の違いか価値の違いか分からない「濃い言明」の対立。

二人の人間の価値判断が異なる時、たとえば、映画のあるシーンをみて、Aさんが「残酷だ」といい、Bさんが「面白い」といったとしよう。このとき、AとBはそのシーンを別様に見ているのか、それとも「残酷」や「面白い」という語の意味理解が違うのか、判別できない。したがって、判断における記述の内容と評価の内容を区別できない。このような言明を（パトナムの「濃い概念」に倣って）「濃い言明」と呼べるだろう。

(6) 事実と価値の二分法と言語相対主義

#バーナード・ウィリアムズの「濃い概念」の言語相対主義ないし文化相対主義

「ウィリアムズは、わたしの結論とは違って、(1)科学の概念だけが世界の備品を記述する、そして(2)真に「科学的な」概念は物理学の概念だけである、という見解を擁護する」

「ウィリアムズの戦略は、「濃い」倫理的概念を要素分解することはできないが、「それらの概念をもちいて行なう言明は「絶対的」妥当性をもたない、と主張する」150

「しかし、ウィリアムズに従えば、倫理的言明は正当に「真」とよばれてもよいとされる。なぜなら、「真」はわれわれが「どの社会かの内部で」話をするときも、「絶対的に」話すときと同様、使用可能な形容詞だからである」151

「同一の倫理的言明が、「文化Aにおいて真」で、「文化Bにおいて偽」でありうるということではない、とウィリアムズは注意深く念を押す。倫理的言明の「真」を語りうるのは、その言明が主張される「社会」の内部でのみだ、というわけである。他の諸文化は、その言明を考える「資格さえ持たない」のである」151

#価値語の言語相対性から二分法の言語相対性へ

次の可能性を考えてみよう。

言語L₁では、「残酷」の内容を、ヘアのいうように事実に関する内容と価値に関する内容に分けることができる。そして、それぞれを別の概念で表現できるとしよう。このとき、「濃い概念」は、二分法による二種類の表現の省略形だと考えることができる。「濃い」を使った「濃い言明」は、常に事実言明と価値言明に還元可能である。

言語L₂では、「残酷」を事実に関する内容と価値に関する内容に分けることができないとしよう。二分法を取るかどうかは、どのような言語を採用するかの問題である。

ミニレポート課題：「L₁とL₂は相互に翻訳可能か、一方方向の翻訳なら可能か、翻訳不可能か？」
「差別語は、翻訳可能でしょうか？」